

## 商品輸出、その前に

勝負は輸出前についていた？社員に降りかかった青天の霹靂

**こんな方にご注意!**

- ✓初めての輸出を検討中である。
- ✓輸出は商社・代理店任せで、商品の最終消費国までは把握していない。
- ✓ブランド名の権利は、日本では取得済みだが、海外では取得の予定が無い。



リスク

商標権の取得は、早い者勝ちです。知名度が低くても、輸出実績が全く無くても、第三者に権利を先取りされる恐れがあります。先取りされると、その国での使用は中止せざるを得なくなります。

ポイント

商標権は誰よりも早く、遅くとも輸出前には出願を!



ポイント

## 商標権は誰よりも早く、遅くとも輸出前には出願を!

### 商標権は各国ごとに取得する必要があります

商標権は、登録した国でのみ有効なため、各国ごと登録を受ける必要があります。  
日本だけでなく、輸出やニセモノ対策を検討している国ごとに申請を!

### 独り占めは、最初に出願・登録した人だけの特権

商品やサービスに使用するマーク（文字、図形、記号、立体的形状、これらの組み合わせ等）は、商品・サービスの区分ごとに、他者が先に出願した商標と同一または類似でない限り、早い者勝ちで商標権を取得することができます。

中国では、「カタカナ」「平仮名」は図形に分類され、漢字とその読み（拼音）は非類似と判断されますので、商標権は、使用する表記形態ごとに取得する必要があります（漢字、アルファベット等）。

登録後、他者に同一または類似の商標を無断で使用された場合には、差止・損害賠償等を請求できます。**裏を返せば、登録しなければ独り占めできないのです（例外あり）。**

### 本物がニセモノに、ニセモノ扱いされる?

昨今、日本企業の商品名・企業名等の権利が、海外で第三者によって先に出願・登録される例が多くみられます。国によっては、外国の地名についても、公衆に知られていない場合には登録されることがあります。例えば中国では、すでに複数の日本の地名が登録されています。

本来権利を受けるべき「本家本元」企業であっても、第三者に取得されたブランド名を使えば相手方の権利を侵害する恐れがあり、使用を中止せざるを得ません。

異議申立や権利無効の申立が可能かもしれませんが、立証の困難性や手続費用、無効が確定するまでの手間暇を考えると、自ら先取しておく方が確かでコスト安です。

**商標権は、誰よりも早く申請を!**

### 実際に出願するには?

多くの国では、当該国に居所または営業所をもたない外国人・外国企業は、特許・法律事務所などの法定代理人に出願行為を依頼しなくてはならないと定めています。

国によっては、法律事務所を選ぶ際、日本で得られる信用情報が少なく、やりとりの際も各国ごとの制度・事情の違いや言語が壁となることがあります。そんなときは、手数料はかかりますが、日本の法律事務所や企業に、複数国にまたがる権利の管理や外国代理人との連絡の窓口となってもらうのも一手法です。

### 悪気なくても侵害者になり得る

輸出品について、輸出国で他者がすでに権利をもっている場合があります。

輸出計画がある国において、関係する他者の権利がないかどうか、公報やデータベースを検索したり専門家に依頼するなどして、事前に調査を行うことをお勧めします。

ジェットロへ  
ご相談  
下さい。



日本貿易振興機構（ジェットロ）知的財産課

〒107-6006 港区赤坂1-12-32アーク森ビル私書箱528号

電話：03-3582-5198 FAX：03-3585-7289

E-mail: CHIZAI@jetro.go.jp

URL: <http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/overseas/>

もしくは、最寄のジェットロまで <http://www.jetro.go.jp/jetro/offices/>